

JICA 中部「なごや地球ひろば」施設利用にかかる 団体登録・利用規程

1. 目的

本規程は、独立行政法人国際協力機構中部センター（JICA 中部）（以下「運営者」という。）「なごや地球ひろば」に関し、当該施設の設立趣旨を踏まえ、利用可能な団体の要件、利用の際に必要な団体登録方法、遵守事項等を定め、施設の適正な利用を保つことを目的とする。

2. 施設の範囲

登録団体が利用できる施設および付帯設備は以下のとおり。

- ・市民活動ルーム（共有、予約不要、無料）
- ・市民活動ルーム内ロッカー（事前申請要、24 団体まで）
- ・情報コーナーチャラシラック（事前申請要、44 団体まで）
- ・施設内無線 LAN（Wi-Fi）
- ・駐車場（1 団体 1 台まで事前登録可）

3. 団体の登録要件

当該施設利用可能な団体は、以下の全ての要件を満たすこと。

- 愛知、岐阜、三重、静岡の 4 県内に活動拠点を有する団体であること
- 開発途上国を対象とした国際協力・国際交流活動を実施・志向している団体であること
- 代表者を定め、規約または会則等により組織・活動が明確であること
- 設立趣旨や活動内容が「なごや地球ひろば」の設立趣旨に沿っていること
- なごや地球ひろばの利用が、営利・宗教・政治活動を目的としたものではないこと
- 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に定める反社会的勢力に該当しないこと

4. 団体登録方法

(1) 登録申請・承認

- (a) 登録希望団体は「JICA 中部なごや地球ひろば団体登録（新規）申請書」の必要事項全てに記入の上、添付書類を添えて運営者へ提出し、申込みを行う。
- (b) 運営者は提出書類を審査し、登録の可否を決定する。
- (c) 運営者が承認審査にあたり、申請内容・登録要件の確認のため追加の資料提出を求めた場合は、登録希望団体はそれに従うものとする。

(2) 登録の変更

登録団体は、登録責任者の氏名、連絡先住所等申し込み内容に変更があった場合は、「JICA 中部なごや地球ひろば団体登録（変更）申請書」により、遅滞なく届け出るものとする。

(3) 登録の取消

以下のいずれかに該当する場合、運営者は登録団体の承諾なしに登録を取り消すことができるものとする。

- (a) 登録時の申し込み内容に虚偽の記載があった場合、および登録情報に変更が生じた場合において所定の変更手続きを行わなかった場合。
- (b) 上記3. の団体登録要件を満たさなくなった場合。
- (c) 利用規定に反する行い、運営者が認めていない行為があった場合。
- (d) JICA および「なごや地球ひろば」（右で勤務する運営者職員・業務委託先関係者等を含む）を正当な理由なく誹謗、中傷する行為をした場合。
- (e) JICA 中部の事業実施および管理運営上、不都合または支障が生ずるおそれがあると判断した場合。
- (f) 他の来訪者・利用者等に対し迷惑行為があった場合。
- (g) 登録団体と連絡が取れなくなった場合。
- (h) その他、運営者が不相当と判断した場合。

(4) 登録の有効期間

登録有効期間は登録年度の末日（3月31日）までとし、自動更新は行わない。

(5) 登録の更新

翌年度の登録更新を希望する団体は、登録年度末に運営者が送付する更新の案内に基づき、「JICA 中部なごや地球ひろば団体登録（更新）申請書」を提出することとする。

5. 利用規定

(1) 市民活動ルーム及びロッカーの利用について

(a) 利用目的

登録団体による以下のいずれかに該当する活動を対象とする。

- ・ 団体による国際理解を目的とする行事開催のための準備作業
- ・ 団体の会員間の勉強会
- ・ 団体相互の情報交換
- ・ その他、国際協力の推進に寄与すると特に認められる事業

(b) 利用日時

使用できる時間は以下の通り。

火曜日～日曜日：9時30分～21時30分（なごや地球ひろば休館日を除く）

(c) 利用方法

- ・ 施設受付で利用団体名簿に必要事項を記入したうえで入室すること。
- ・ 利用終了後は、机・椅子等を元の位置に戻し、ゴミは各自で持ち帰ること。
- ・ 市民活動ルーム及びロッカー利用に際し、利用団体の物品等の紛失や破損等について運営者は一切の責任を負わない

(d) ロッカーの利用

- ・ 登録団体は市民活動ルーム内のロッカーを利用することができる。但し、ロッカー利用希望団体が定数を上回る場合、年度毎に運営者が抽選により利用者を決定する。年度途中の登録については、ロッカーの空き状況に応じて利用を決定する。
- ・ 年度末の登録更新に際し、次年度団体登録のないロッカーの荷物は運営者が処分することができるものとする。

(e) 利用上の禁止事項

- ・ 公序良俗に反するもの。
- ・ 他者に損害、不利益または迷惑を与えるもの。
- ・ 他者を誹謗、中傷または差別するもの。
- ・ 宗教・政治活動および個人の宣伝に係るもの。
- ・ 営利活動を主目的とするもの。（ただし、地域内の産業や特産物の振興を図る目的で行う活動は、この限りではない。）
- ・ 安全上および衛生上不適当なもの。
- ・ その他、施設利用の趣旨に適合せず、運営者が不適当と判断するもの。
- ・ 不特定多数の一般市民を対象とした行催事。
- ・ 飲食を行うことを主目的とした行催事。
- ・ 室内での喫煙、アルコールを伴う飲食。
- ・ 壁、ガラス、ロッカー等への張紙、釘類を打つこと。
- ・ 物品を留置すること（ただし、ロッカー内は除く）。

(2) 国際協力情報コーナーの利用について

(a) 利用ツール

ツール	扱う物	利用方法
チラシラック (A 4 以内)	・登録団体の活動紹介チラシ等 ・イベントやセミナーの告知およびチラシ等	・原則、割り当てられたラック内のチラシは各団体が差替える。 ・遠方在住者、その他やむを得ない場合には、なごや地球ひろばが受領後、運営者が差し替えの便宜を図る。

(b) 掲載情報の範囲

以下に該当する情報掲載は行わない。運営者が該当すると判断した場合は撤去するものとする。

- ・公序良俗に反するもの。
- ・他者に損害、不利益または迷惑を与えるもの。
- ・他者を誹謗、中傷または差別するもの。
- ・宗教・政治活動および個人の宣伝に係るもの。
- ・著作権やその他の権利を侵害している恐れのあるもの。
- ・営利活動を主目的とするもの。(ただし、地域内の産業や特産物の振興を図る目的で行う情報発信はこの限りではない。)
- ・誇大表現または虚偽の表現の恐れがあり、運営責任上問題が発生すると懸念されるもの。
- ・その他 JICA 中部施設利用の趣旨に適合せず、運営者が不相当と判断するもの。

(c) 団体登録が無効となった団体のチラシは運営者が処分するものとする。

(3) 施設内無線 LAN (Wi-Fi) の利用について

(a) 利用方法

施設受付に申し出た上で、受領する「JICA 中部無線 LAN (Wi-Fi) ご利用案内」に記載された情報を用いてアクセスする。

(b) 利用する場合のルール

利用にあたっては「JICA 中部無線 LAN (Wi-Fi) ご利用案内」に記載された利用規約、留意事項等を遵守することとする。

(4) 駐車場の利用について

(a) 利用の目的

登録団体による市民活動ルームの利用、およびチラシラックの文書差し替えの際、JICA 中部の業務用駐車場を利用できるものとする。

(b) 利用方法

- ・利用にあたっては、都度「駐車場使用連絡票」を提出する。
- ・ただし、希望する団体は新規登録または更新の際に車両を1台登録できることとし、当該車両については都度の申請は不要とする。
- ・車両登録の有効期間は、当該団体の団体登録有効期間に準ずる。

(5) セミナールームの利用について

セミナールームの利用については、なごや地球ひろばウェブサイトに掲載のとおりとするが(<https://www.iica.go.jp/nagoya-hiroba/information/seminar/index.html>)、以下の場合に限り、利用料を免除することとする。

◆利用料免除となる対象事業：

セミナールームの利用目的が「国際協力の推進に貢献する団体が国際協力に関して行う行催事等」のうち、なごや地球ひろば登録団体が主催する行催事等であり、かつイベント種別が「一般公開（無料）」のもの。

※イベント種別が「一般公開（有料）」もしくは「関係者のみ」の場合は利用料免除の対象外。

(6) 施設利用の停止・中断

本規定の遵守事項に反する利用と運営者が判断した場合、運営者は施設利用中であっても団体の施設利用の停止を命ずることができるものとする。右停止・中断に伴い生じる一切の責務、損害は利用者がその責を負う。運営者はいかなる責任も負わない。

6. 登録団体の責任

- (a) 登録団体は、同団体が提供する情報に関する一切の責任を負うものとする。
- (b) 登録団体が提供する情報について第三者との間で紛争等が生じた場合、自己の責任においてこれを解決するものとする。
- (c) 各登録団体のホームページ・チラシ・イベント等に関する問い合わせ等への対応は、同団体の責任で行うものとする。
- (d) 利用団体が運営者および施設に属する設備・備品・什器等に損害を与えた場合、同団体は弁償の責任を負うものとする。

7. その他

- (1) 施設の利用にあたっては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症防止のために適切な措置を講じるよう努めること。
- (2) 同法に基づき、施設利用を中止いただくことがあり得る。
- (3) この規約に定めのない事項に関しては、利用者は運営者の定めるところに従う

ものとする。

参考：設立趣旨

JICA 中部は市民に開かれた施設として、地域密着型の国際協力の総合窓口・活動拠点として、各ステークホルダー（自治体、大学、NGO、経済団体、企業等）との連携を強化し、中部地域の特色を活かした①研修員受入、②海外ボランティア、③市民参加協力、④開発教育支援、⑤民間連携促進を活動の柱に、地域社会・経済との連携を強め、国際協力を中部に根付いた文化にすることを目標として、地域の特色を活かした活動を実施する。